裁決の公告

第二東京弁護士会が平成27年１月21日に告知した同会所属弁護士　遠藤　直哉　会員（登録番号15136）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成27年６月９日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成27年６月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成27年６月15日　　日本弁護士連合会

無縁墳墓等改葬公告

墓地区画整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成27年７月２日　　大　洗　町

１．墳墓等所在地　茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6007番地、6067番地

１．墳墓等の名称　大洗町営公園墓地

１．死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　東地区３等地103号　庄司春吉　庄司芻太郎　庄司あさ、東地区３等地232号　阿部興七　酒寄政吉　酒寄志め子　酒寄きよ子　小田部長五郎　冨部きく、東地区３等地289号　氏江さく　氏江藤吉　氏江藤助、南地区２等地31号　田口重次郎　不詳４基、南地区３等地26号　不詳１基、南地区３等地54号　軍司つね、南地区３等地94号　小松崎四郎、南地区３等地171号　関根万寿　不詳２基、南地区３等地250号　嘉山比也玖　嘉山勝蔵、西地区３等地60号　不詳１基、西地区３等地78号　桧山平吉　桧山ふよ　桧山ふく　桧山松太郎　瀬川美代子　桧山勝行　不詳１基、西地区３等地112号　仲川せつ、西地区３等地221号　田野音吉　田野ゆき　田野延吉、西地区３等地222号　不詳１基、西地区３等地241号　関根きよ　髙橋松五郎、北２区の１　３等地５号　不詳３基、北２区の１　３等地７号　不詳２基、北２区の１　３等地18号　新堀よし、北２区の１　３等地103号　不詳１基、北２区の１　３等地175号　関根三次郎、北２区の１　３等地253号　不詳２基、北２区の１　３等地326号　不詳１基、北２区の１　３等地342号　鈴木秀吉、北２区の１　３等地361号　元吉　不詳２基、北２区の１　３等地368号　369号　伝左エ門　伝左エ門　亀太郎　はつ　伝左エ門　くに　すて　芻藏　不詳４基、北２区の１　３等地386号　和田美興、北２区の２　３等地29号　不詳１基、北２区の２　３等地123号　不詳１基、北２区の２　３等地245号　大和田仙太郎　大和田勝雄　大和田とめ、稲荷山341号　不詳１基、以上30区画74基

１．改葬を行おうとする者　茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881―275　大洗町長　小谷　隆亮

公示送達

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成27年７月２日

小山栃木都市計画事業
千塚町上川原土地区画整理事業
施行者　栃木市
代表者　栃木市長　鈴木　俊美

記

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　栃木県栃木市千塚町646番地
氏名　松本　喜十
住所　栃木県栃木市千塚町231番地
氏名　高久　清作

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、栃木市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを栃木市万町９番25号栃木市役所産業基盤整備課において閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十七年六月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

札幌市西区琴似三条四丁目一番一二一六〇二号　合同会社ロッカ

清算人　大島　健輔

解散公告

当社は、平成二十七年六月九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

群馬県高崎市飯塚町一四四六番地
塚越重機工業株式会社

代表清算人　塚越　秋雄

解散公告

当法人は、平成二十七年五月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

埼玉県久喜市古久喜八四五番地一（三一四〇七）　特定非営利活動法人びだまり

清算人　保谷　房子

解散公告

当社は、総社員の同意により平成二十七年六月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号　日本橋一丁目ビルディング

合同会社ベルフラワー

清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十七年七月一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内

京橋三丁目特定目的会社

代表清算人　中村　里佳

解散公告

当社は、平成二十七年六月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社ポートサイド

清算人　野坂　照光